



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1400	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
1401	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
1402	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1403	"	(").....	2
1404	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
1405	"	(").....	3
1406	"	(").....	3
1407	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	3
1408	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
1409	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
1410	公共測量の実施	(").....	4
1411	道路の供用開始	(道路保全課).....	4
1412	道路の区域変更	(").....	5
1413	道路の供用開始	(").....	5
1414	道路の区域変更	(").....	5
1415	道路の供用開始	(").....	6
1416	道路の区域変更	(").....	6
1417	道路の供用開始	(").....	6
1418	道路の区域変更	(").....	7
1419	道路の供用廃止	(").....	7
1420	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課).....	7

○ 選挙管理委員会告示

*89	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	9
-----	--	-------	---

告 示

和歌山県告示第1400号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年1月15日まで縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成24年11月15日
- 2 名称

特定非営利活動法人ゆら健康生きがい大学

3 代表者の氏名

由良守生

4 主たる事務所の所在地

和歌山県日高郡由良町大字門前1023番地

5 定款に記載された目的

この法人は、生涯健康・生涯教育の理念のもと、地域住民が一体となり人それぞれが人生の中で連綿と築き上げた様々な経験と知識を多くの人々に教授しあう組織、すなわち「健康生きがい大学」なるものを創設し、「経済的基盤・健康・家庭・夢」の四つの大きな柱を構築、健康で生きがい豊かな文化的生活ができる地域社会づくりを行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とします。

和歌山県告示第1401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東医 89-17	やもとクリニック	東牟婁郡串本町上野山191番地	平成 24. 10. 31

和歌山県告示第1402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東医 93-24	やもとクリニック	東牟婁郡串本町上野山191番地	平成 24. 11. 1

和歌山県告示第1403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 48-24	いけじ歯科医院	新宮市神倉1-7-12	平成 24. 11. 1

和歌山県告示第1404号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人研医会 田辺中央病院	田辺市南新町147	整形外科に関する医 療	金本成熙	平成 24.12.1

和歌山県告示第1405号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
阪神調剤薬局和歌 山御坊店	御坊市菌96-9	—	長野恭久	平成 24.12.1

和歌山県告示第1406号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さくらの薬局	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字根皆田2 504-57	—	廣井淳二	平成 24.12.1

和歌山県告示第1407号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
スマイル温山荘 前調剤薬局	海南市船尾365-16	薬局の所在地	海南市船尾365-19	海南市船尾365-16	平成 24.10.26
ステーション薬 局	和歌山市美園町5丁目6 1番地	薬局の所在地	和歌山市美園町5丁目6 1番地先無番地	和歌山市美園町5丁目6 1番地	平成 24.11.9

和歌山県告示第1408号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市下川上字安川590の1、590の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1409号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、空中写真から標高データ及びオルソ画像を作成する。
- 2 作業期間 平成24年11月19日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 新宮市、那智勝浦町、太地町

和歌山県告示第1410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成24年11月26日から平成25年2月1日まで
- 3 作業地域 和歌山市関戸三丁目ないし五丁目、西浜の一部

和歌山県告示第1411号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 橋本五條線

供用開始の区間 橋本市上田字荒内10番1地先から同市中道字戸西106番2地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成24年12月4日

和歌山県告示第1412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市別院字藤井26番2地先から同市別院字藤井11番4地先まで	旧	7.50 } 8.94	75.80	
同上	新	10.00 } 12.20	75.80	

和歌山県告示第1413号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市別院字藤井26番2地先から同市別院字藤井11番4地先まで

供用開始の期日 平成24年12月4日

和歌山県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野上清水線

		敷 地 の		
--	--	-------	--	--

区 間	新旧の別	幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字横谷324番1地先から同町中田字横谷95番7地先まで	旧	5.25 } 8.50	104.79	
同上	新	8.10 } 26.29	93.99	

和歌山県告示第1415号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 海草郡紀美野町中田字横谷324番1地先から同町中田字横谷95番7地先まで

供用開始の期日 平成24年12月4日

和歌山県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市新庄町字西橋谷10番3地先から同市新庄町字土手内379番7地先まで	旧	9.00 } 10.53	207.00	橋谷橋 L=12.6
同上	新	11.29 } 14.90	207.00	橋谷橋 L=16.4

和歌山県告示第1417号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 田辺市新庄町字西橋谷10番3地先から同市新庄町字土手内379番7地先まで

供用開始の期日 平成24年12月4日

和歌山県告示第1418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養字津志野1206番1地先から同市中芳養字嶋之谷1673番2地先まで	旧	6.40 } 15.50	595.39	県道上富田南部線が重用 L=155.60 古井橋 L=23.51 泉養寺橋 L=28.60
田辺市中芳養字津志野1208番6地先から同市中芳養字嶋之谷1673番2地先まで	旧	9.20 } 23.60	525.54	
同上	新	9.20 } 23.60	525.54	

和歌山県告示第1419号

次のように道路の供用を廃止するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 芳養清川線

供用廃止の区間 田辺市中芳養字津志野1206番1地先から同市中芳養字嶋之谷1673番2地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用廃止の期日 平成24年12月4日

和歌山県告示第1420号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を串本町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成24年12月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地
- (2) 名称 串本町
- (3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡串本町串本1023番地
- (4) 代表者氏名 串本町長 田嶋勝正

2 埋立区域

(1) 位置

東牟婁郡串本町古座1025番地3の土地に接する官有地(国道)の地先公有水面

(2) 区域

古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)を基点とし、①の地点から⑫の地点までを結ぶ平成19年3月の春分の満潮位(D.L.+2.13mにより決定)における公有水面と陸地との境界線と次の各地点を順次結んだ線及び⑬の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 和歌山県東牟婁郡串本町 古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)から91度50分36秒 510.26mの地点

②の地点 ①の地点から106度27分13秒 41.07mの地点

③の地点 ②の地点から109度00分34秒 25.37mの地点

④の地点 ③の地点から106度06分12秒 20.00mの地点

⑤の地点 ④の地点から105度05分42秒 20.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から103度44分06秒 20.01mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から107度28分30秒 20.01mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から106度17分42秒 20.00mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から108度13分50秒 20.02mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から165度28分03秒 39.49mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から50度02分34秒 35.63mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から84度17分18秒 21.51mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から152度07分13秒 28.91mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から195度53分39秒 34.96mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から285度53分39秒 30.00mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から195度53分39秒 25.02mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から285度53分39秒 175.50mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から324度15分49秒 39.00mの地点

(3) 面積

17,286.38m²

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成21年9月15日 和歌山県指令港振第150号

5 しゅん功認可年月日

平成24年11月19日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成24年12月4日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

第2項の表中	「社会福祉法人博愛会特別養護 老人ホーム 日高博愛園」	御坊市名田町野島1番地の9	「社会福 老人ホ 日 特別養 ご」	を
--------	-----------------------------------	---------------	-------------------------------	---

社法人博愛会特別養護 ホーム 高博愛園 護老人ホーム ぼうの郷	御坊市名田町野島1番地の9 御坊市熊野44-4	』 に改める。 』
---	--------------------------------	-------------------------